

○姫路市社会福祉事業施設条例

昭和51年12月28日

条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉事業施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において社会福祉事業施設とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業を行う施設その他これに準ずる施設であつて、次条の規定に基づくものをいう。

(設置)

第3条 市は、別表第1に掲げる社会福祉事業施設（以下「施設」という。）を設置する。

(供用時間及び休所日)

第3条の2 施設の供用時間及び休所日は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(定員)

第3条の3 施設の定員は、別表第3のとおりとする。

(入所等の資格)

第4条 施設に入所し、若しくは通所し、又は施設を使用し、若しくは利用することができる者は、別表第4のとおりとする。

(入所等の許可)

第4条の2 施設に入所し、若しくは通所し、又は施設を使用し、若しくは利用しようとする者（児童発達支援センターにあつては、施設に通所しようとする児童の保護者）は、規則で定めるところにより市長（養護老人ホームにあつては、福祉事務所長）の許可を受けなければならない。ただし、児童厚生施設を使用しようとする者を除く。

(入所等の制限)

第5条 市長（養護老人ホームにあつては、福祉事務所長）は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしない。

(1) 前条の許可を受けた者（児童発達支援センターにあつては、当該許可に係る児童）が別表第3に規定する定員に達しているとき。

(2) 施設に入所し、若しくは通所し、又は施設を使用し、若しくは利用しようとする者

が別表第4に規定する入所等の資格を有しないとき。

(3) 老人福祉センターにあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

イ 老人福祉センターの設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認めるとき。

ウ 老人福祉センターの建物、建物の附属設備、器具、備品等（以下これらを「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。

(4) 施設の管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(5) その他市長が特に不適当と認めるとき。

2 児童厚生施設の設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがある者は、児童厚生施設に入館することができない。

（許可の変更等）

第5条の2 市長は、第4条の2の許可を受けた者（児童発達支援センターにあっては、当該許可に係る児童を含む。以下「入所者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

(1) 別表第5施設の名称の欄に掲げる施設に応じ、同表事由の欄に定める事由に該当するとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) 施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) その他市長が特に不適当と認めるとき。

（使用料の納付）

第6条 別表第6左欄に掲げる施設を使用しようとする者は、それぞれ同表右欄に定める使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を使用の許可を受ける際に納付しなければならない。

2 別表第6に規定する姫路市立障害者体育館を使用する者は、当該施設の備品を使用するときは、規則で定める使用料を納付しなければならない。

3 別表第7左欄に掲げる施設に入所し、又は通所した者及び同施設を使用した者（児童発達支援センターにあっては、施設に通所した児童の保護者）は、それぞれ同表右欄に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減額）

第6条の2 市長は、特に必要があると認めるときは、別表第7に定める使用料を減額することができる。

（使用料の還付）

第7条 第6条の規定による既納の使用料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（入所者等の義務）

第8条 入所者等は、施設の建物等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 入所者等は、施設の建物等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届けなければならない。

3 入所者等は、施設の管理上必要な職員の指示に従わなければならない。

（損害の賠償）

第9条 施設の建物等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第10条 市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に施設（姫路市立こども発達支援センター、姫路市立坊勢児童館及び姫路市立重度障害者活動支援センターを除く。次条及び第14条において同じ。）の管理を行わせることができる。

（選定方法及び選定基準）

第11条 施設の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に施設の管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

（1）施設の管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。

（2）施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られる

ものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った施設の管理を安定して行う能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者とすることができる。

(再度の選定)

第12条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第2号の場合にあっては、指定を取り消したもの）を除くものの中から再度前条第2項の規定による選定を行うことができる。

(1) 候補者を指定管理者に指定することが不適当と認められる事情が生じたとき。

(2) 次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 施設及び設備の維持管理を行うこと。

(2) 別表第1事業の欄に掲げる事業を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日以後）、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、施設の管理運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行日は、別に市長が告示で定める。

(昭和52年3月30日告示第39号で昭和52年4月1日から施行)

附 則 (昭和54年3月28日条例第7号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年2月16日条例第1号)

この条例は、昭和55年2月16日から施行する。ただし、第1条の改正規定は市長が告示で定める日から、第3条の規定並びに第4条及び第6条中増位新町一丁目の次に増位新町二丁目を加える改正規定は昭和55年2月23日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日条例第7号)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、児童厚生施設に係る改正規定は、市長が告示で定める日から施行する。

(昭和56年6月25日告示第98号で昭和56年7月11日から施行)

- 2 次の各号に掲げる条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

- (1) 姫路市立老人福祉センター条例（昭和39年姫路市条例第50号）
- (2) 姫路市立養護老人ホーム条例（昭和39年姫路市条例第15号）
- (3) 姫路市立し体不自由児通園施設条例（昭和40年姫路市条例第3号）
- (4) 姫路市立つくし児童園条例（昭和36年姫路市条例第5号）

- 3 この条例施行の際、現に旧条例の規定により施設へ入所又は通園の措置を受けている者は、この条例による改正後の相当施設に入所又は通園の措置を受けた者とみなす。

附 則 (昭和56年6月27日条例第30号)

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則 (昭和56年12月25日条例第42号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日条例第8号)

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

(昭和57年告示第71号で昭和57年7月5日から施行)

附 則 (昭和57年12月27日条例第47号)

この条例は、昭和58年3月1日から施行する。ただし、別表中精神薄弱者通所更生施設の項を加える改正規定及び授産施設（身体障害者通所授産施設）の項に係る改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和５８年３月２５日条例第４号）

この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則（昭和５８年１０月１日条例第２１号）

この条例は、昭和５８年１０月１１日から施行する。

附 則（昭和５９年３月２８日条例第２号）

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

（昭和５９年６月２６日告示第９９号で昭和５９年７月７日から施行）

附 則（昭和５９年１２月２６日条例第５０号）

この条例は、昭和６０年３月１日から施行する。

附 則（昭和６０年３月３０日条例第６号）

１ この条例は、昭和６０年４月１日から施行する。

２ この条例施行の際、現にこの条例による改正前の姫路市社会福祉事業施設条例の規定による施設へ入所の措置を受けている者は、この条例による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例に規定する施設に入所の措置を受けた者とみなす。

附 則（昭和６３年３月３０日条例第１０号）

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

（昭和６３年３月３１日告示第５６号で昭和６３年４月１日から施行）

附 則（平成元年３月２４日条例第６号）

この条例は、平成元年４月１日から施行する。

附 則（平成２年３月２６日条例第９号）

１ この条例は、平成２年４月１日から施行する。ただし、別表に在宅障害者デイ・サービス施設の項を加える改正規定は、市長が告示で定める日から施行する。

２ 〔略〕

附 則（平成２年１０月３日条例第２７号）

１ この条例は、公布の日から施行する。ただし、姫路市立安室児童センターに係る改正規定は、平成２年１１月１９日から施行する。

２ 姫路市児童文化センター条例（昭和４０年姫路市条例第５１号）は、廃止する。

附 則（平成３年４月１日条例第１０号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に心身障害者福祉センターの款を加える改正規定は、平成３年４月１日から施行する。

附 則（平成５年３月２５日条例第１３号）

この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成６年１０月３日条例第２５号）

この条例は、平成７年１月４日から施行する。

附 則（平成７年９月２９日条例第２９号）

この条例は、平成８年１月５日から施行する。

附 則（平成１１年３月３０日条例第９号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定中児童厚生施設の項に係る部分は、平成１１年４月１５日から施行する。

附 則（平成１２年３月２９日条例第２７号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１２年７月１０日条例第５６号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第８条の改正規定及び別表第１に生きがい対応型デイサービスセンターの項を加える改正規定は、平成１２年１０月１日から施行する。

附 則（平成１４年３月２７日条例第４号）

（施行期日）

- １ この条例は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年３月２９日条例第１６号）

この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年７月１日条例第３９号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第８条の改正規定、第９条を第１７条とし、第８条の次に８条を加える改正規定（第１０条、第１５条及び第１６条に係る部分に限る。）は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年１２月２０日条例第７７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年１２月２０日条例第７８号）

（施行期日）

- 第１条 この条例は、平成１８年３月２７日から施行する。ただし、附則第６条から第２０条までの規定は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月２７日条例第１１号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項及び第10条の改正規定並びに別表第1の改正規定中姫路市立坊勢児童館に係る部分は、同年3月27日から施行する。

2 この条例による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例別表第7の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月14日条例第96号）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例別表第7の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日条例第14号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月3日条例第45号）

この条例は、平成20年11月15日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月22日条例第55号）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月27日条例第40号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第7号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の姫路市社会福祉事業施設条例第4条の2の規定によりなされた姫路市立つくし児童園及び姫路市立白鳥園に係る入所等の許可は、この条例による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例の相当規定によりなされた許可とみなす。

3 この条例による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例第6条第3項及び別表第7の規

定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 18 号）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 姫路市立広畑障害者デイサービスセンター条例（平成 15 年姫路市条例第 40 号）は、廃止する。
- 3 この条例による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例別表第 7 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の姫路市立広畑障害者デイサービスセンター条例の規定によりなされた許可、指定その他の行為は、この条例による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例の相当規定によりなされた許可、指定その他の行為とみなす。

附 則（平成 24 年 10 月 4 日条例第 44 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 9 条の 2 第 2 号の改正規定（「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分に限る。）、第 2 条中別表第 3 の改正規定（「第 5 条第 26 項」を「第 5 条第 25 項」に改める部分に限る。）及び第 4 条中第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定（「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分に限る。）は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日条例第 18 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 障害者体育館の項第 1 号及び第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 14 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 児童厚生施設の項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日条例第 19 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 24 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 24 日条例第 45 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、市長が告示で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（平成29年6月21日告示第296号で平成29年9月1日から施行）

（準備行為）

- 2 姫路市立障害者支援センターに係る姫路市社会福祉事業施設条例第13条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成29年12月19日条例第65号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第26号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日条例第72号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月21日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に姫路市社会福祉事業施設条例第4条の2の規定によりなされた姫路市立つくし児童園及び姫路市立白鳥園に係る入所等の許可であって、当該許可の期間の末日が施行日以後であるものについては、同条の規定によりなされた姫路市立こども発達支援センターに係る入所等の許可とみなす。

別表第1（第3条関係）

施設の種類	事業	名称	位置
児童発達支援センター	社会福祉法第2条第3項第2号及び第4号の2に定める事業	姫路市立こども発達支援センター	姫路市増位新町二丁目37番地

養護老人ホーム	社会福祉法第2条第2項第3号に定める事業	姫路市立ふれあいの郷 養護老人ホーム	姫路市船津町326 3番地
児童厚生施設	社会福祉法第2条第3項第2号に定める事業	姫路市立飾磨児童センター	姫路市飾磨区細江2 654番地
		姫路市立広畑児童センター	姫路市広畑区正門通 一丁目7番地3
		姫路市立網干児童センター	姫路市網干区垣内中 町120番地
		姫路市立東児童センター	姫路市花田町加納原 田813番地
		姫路市立安室児童センター	姫路市田寺東二丁目 7番13号
		姫路市立東光児童センター	姫路市幸町99番地 1
		姫路市立面白山児童センター	姫路市神子岡前三丁 目8番1号
		姫路市立北児童センター	姫路市豊富町御蔭1 110番地3
		姫路市立灘児童センター	姫路市白浜町宇佐崎 中二丁目520番地
		姫路市立坊勢児童館	姫路市家島町坊勢3 03番地3
老人福祉センター	社会福祉法第2条第3項第4号に定める事業	姫路市立楽寿園	姫路市梅ヶ谷町17 番50号
障害者体育館	体育活動の場を供与して障害者の福祉の向上に資する事業	姫路市立障害者体育館	姫路市増位新町二丁 目37番地
障害者一時保護施設	障害者の一時的保護を行い、福祉の向上に資する事業	姫路市立障害者やすらぎルーム	姫路市増位新町二丁 目37番地

地域活動支援センター	社会福祉法第2条第3項第4号の2に定める事業	姫路市立在宅障害者デイ・サービスルーム	姫路市保城309番地1
障害福祉サービス施設	社会福祉法第2条第3項第4号の2に定める事業	姫路市立障害者支援センター	姫路市保城309番地1
		姫路市立かしのきの里	姫路市打越1352番地6
		姫路市立書写障害者デイサービスセンター	姫路市書写台二丁目7番地1
		姫路市立広畑障害者デイサービスセンター	姫路市広畑区正門通三丁目2番地2
		姫路市立重度障害者活動支援センター	姫路市増位新町二丁目37番地

別表第2（第3条の2関係）

施設の種類	供用時間	休所日
児童発達支援センター — 地域活動支援センター — 障害福祉サービス施設	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） (3) 12月28日から同月31日まで及び1月2日から同月4日まで
障害者体育館 障害者一時保護施設	午前9時から午後9時まで	12月28日から翌年1月4日まで
養護老人ホーム	全日	
児童厚生施設	午前9時から午後5時まで	(1) 月曜日（休日である場合を除く。） (2) 休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。） (3) 12月28日から翌年1月4日まで
老人福祉センター	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日及び休日 (2) 12月28日から同月31日まで

		で及び1月2日から同月4日まで
--	--	-----------------

別表第3（第3条の3関係）

施設の名称	定員
姫路市立こども発達支援センター	1日につき60人
姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム	150人
姫路市立障害者支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（以下「障害福祉サービス事業」という。） 1日につき115人
姫路市立かしのきの里	障害福祉サービス事業 1日につき35人
姫路市立在宅障害者デイ・サービスルーム	1日につき20人
姫路市立書写障害者デイサービスセンター	障害福祉サービス事業 1日につき25人
姫路市立広畑障害者デイサービスセンター	障害福祉サービス事業 1日につき20人
姫路市立重度障害者活動支援センター	障害福祉サービス事業 1日につき15人

別表第4（第4条関係）

施設の種類	入所等の資格
児童発達支援センター	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る児童 (2) 障害児に係る相談支援を受ける者
養護老人ホーム	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 市内に住所を有する65歳以上の者（65歳未満の者であって、市長が特に認めたものを含む。次号において同じ。）であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの (2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、身体若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なもの

	(3) 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１０条の４第１項第３号又は第１１条第１項第１号の規定に基づき他の市町村の長から入所の委託を受けた者
児童厚生施設	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 満１８歳に満たない者及びその者を同伴する保護者 (2) 子供会等児童によって組織された団体 (3) 児童の健全育成を目的として組織された団体 (4) その他市長が適当と認めたもの
老人福祉センター	市内に居住する６０歳以上の者及びその同伴者で１２歳以上のもの。ただし、市が直接に使用するとき、又は市長が特に使用を認めた者が使用するとき、この限りでない。
障害者体育館	次の各号のいずれかに該当する者。ただし、市が直接に使用するとき、又は市長が特に使用を認めた者が使用するとき、この限りでない。 (1) 知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された者（児童福祉法第１２条に規定する児童相談所において知的障害児として判定された者を含む。） (2) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳を所持する者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者
障害者一時保護施設	前項各号に掲げる者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 保護者又は家族（以下「保護者等」という。）が疾病、事故等で看護する者がいない者 (2) 冠婚葬祭等により保護者等が不在で看護する者がいない者 (3) 前２号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認めた者
地域活動支援センター	市内に住所を有する在宅の障害者で、障害者総合支援法第５条第２５項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）を利用することが適当である者として市長が別に定める要件に該当するもの
障害福祉サービス施設	障害者総合支援法第１９条第１項に規定する支給決定を受けた者。た

設	だし、姫路市立書写障害者デイサービスセンター及び姫路市立広畑障害者デイサービスセンターにあっては、市内に住所を有する在宅の障害者で、同法に規定する支給決定を受けたもの
---	---

別表第 5（第 5 条の 2 関係）

施設の名称	事由
姫路市立こども発達支援センター	児童福祉法第 21 条の 5 の 9 第 1 項の規定により通所給付決定が取り消されたとき。
姫路市立障害者支援センター	障害者総合支援法第 25 条第 1 項の規定により支給決定が取り消されたとき。
姫路市立かしのきの里	
姫路市立書写障害者デイサービスセンター	
姫路市立広畑障害者デイサービスセンター	
姫路市立重度障害者活動支援センター	
姫路市立在宅障害者デイ・サービスルーム	地域活動支援センターを利用することが適当である者として市長が別に定める要件に該当しなくなったとき。

別表第 6（第 6 条関係）

施設の名称	使用料		
姫路市立障害者体育館	障害者	市民	無料
		市民以外の者	1 時間につき 410 円
	障害者でない者	市民	1 時間につき 830 円
		市民以外の者	1 時間につき 1,250 円
姫路市立障害者やすらぎルーム	1 人 1 時間につき 310 円		

備考

- 1 姫路市立障害者やすらぎルームを午後 5 時以後に使用する場合は、所定の使用料の 2 割を増した額とする。

- 2 姫路市立障害者体育館において冷暖房設備を使用する場合の使用料は、当該使用料の額に使用時間 1 時間につき 3 1 0 円を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、市民である障害者が冷暖房設備を使用する場合の使用料は、無料とする。
- 3 時間の計算は、1 時間未満のときはこれを 1 時間とし、1 時間を超える場合で 1 時間に満たない端数時間があるときはその端数時間は 1 時間として計算する。
- 4 算定した使用料に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第 7（第 6 条関係）

施設の名称	使用料
姫路市立こども発達支援センター	次に掲げる額 (1) 児童福祉法第 2 1 条の 5 の 3 第 2 項に規定する障害児通所給付費の額に同条第 1 項に規定する通所特定費用を加えた額 (2) 児童福祉法第 2 4 条の 2 6 第 2 項に規定する障害児相談支援給付費の額 (3) 障害者総合支援法第 5 1 条の 1 7 第 2 項に規定する計画相談支援給付費の額
姫路市立障害者支援センター	障害者総合支援法第 2 9 条第 3 項第 1 号に規定する介護給付費又は訓練等給付費の額に同条第 1 項に規定する特定費用を加えた額のうち、左に掲げるそれぞれの施設に係る額
姫路市立かしのきの里	
姫路市立書写障害者デイサービスセンター	
姫路市立広畑障害者デイサービスセンター	
姫路市立重度障害者活動支援センター	
姫路市立在宅障害者デイ・サービスルーム	5, 0 0 0 円の範囲内で市長が別に定める基準により算定した費用の額